

長野県知事の意見

((仮称) 都市計画道路諏訪バイパス環境影響評価方法書)

[全般]

- 1 今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造（以下単に「道路構造」という。）を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）作成前の詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で県に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。
- 2 準備書段階で道路構造、工法等に不確定部分が残っている場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 対象事業実施区域及びその周辺は大半の項目において環境基準を大きく下回る地域であることが想定されるため、環境影響評価の実施に当たっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から評価を行い、必要な環境保全措置を講じること。
- 4 事業実施区域周辺には、住宅や老人福祉施設など特に配慮を要する施設があるため、それらへの影響について適切に予測及び評価を実施すること。
- 5 準備書の作成に当たっては、地質断面図、ボーリング柱状図等の予測評価等の根拠を示すとともに、専門用語について注釈を行う、工法等を図示するなど住民により分かりやすい図書となるよう努めること。
- 6 道路構造、工法、想定される環境影響等を具体的に住民に提示し、理解を得ながら今後の手続を進めること。また、その状況について、県に報告すること。

[事業計画]

- 7 事業実施区域には断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域が存在することに十分に配慮し、道路構造等を検討すること。また検討の経緯及び内容について準備書において明らかにすること。

[騒音、振動、低周波音]

- 8 住宅の密集する地域がトンネル抗口の近傍となることが想定されるため、発破工事を実施する場合には、騒音、振動及び低周波音に係る環境要因として発破工事を選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

[水質]

- 9 降雨時の水質調査については、降雨量の違いによる水質への影響を適切に把握できるよう、複数回実施すること。

[水象]

- 10 地下水については、工事実施箇所だけではなく、その下流へ影響が生じる可能性があるため、地下水の広域的な連動性を把握できるよう調査地点を設定し、事業による影響について適切に予測及び評価を行うこと。

- 11 河川への橋脚の設置等による漁業等の水面利用への影響について、漁業関係者への聞き取りを行い、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

[地形・地質]

- 12 諏訪盆地の断層群は、諏訪盆地における新期断層変位地形が生じている地域であるため、重要な地形及び地質として位置付け、調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。

[地盤]

- 13 事業実施区域内には、軟弱地盤地域が存在するため、地盤を環境影響評価項目として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うことを検討すること。

[植物、動物]

- 14 河川に橋脚を設置する場合には、工法によって、その下流に大きな影響を与える可能性があるため、今後決定する道路構造、工法等を踏まえ、水生動植物の調査範囲の拡大を検討すること。また、当該調査の結果を踏まえ、水生動植物への影響のより少ない工法への見直しを検討すること。

- 15 動植物の調査については、環境が大きく変化することとなる明かり部に重点を置いて行うこと。

- 16 かつての渋のエゴや周辺河川付近は、諏訪湖でも最後に残された水生植物群落が分布している場所であるため、植物の調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。

- 17 メガネサナエは、日本では諏訪湖と琵琶湖にしか生息しない希少なトンボであるため、あらかじめ生態、生息地等について把握した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

[景観]

- 18 中央道の諏訪湖S Aは、諏訪盆地の一番の眺望地点であるため、主要な視点場として位置付け、景観の調査、予測及び評価の地点に追加すること。

[触れ合い活動の場]

- 19 事業実施区域は、諏訪湖の外環であり人と自然との触れ合い活動の場が多くあるため、それらに対する工事による影響が想定される場合には、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。また、自然豊かな社寺等について、主要な人と自然との触れ合い活動の場として位置づけ、調査、予測及び評価の地点への追加を検討すること。

[廃棄物等]

- 20 準備書において、伐採木の発生量を予測及び評価の対象に加えるとともに、その処理方法についても記載すること。